

# 一般社団法人手話言語等の多文化共生社会協議会 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人手話言語等の多文化共生社会協議会と称し、略称を「SiLa協議会」とする。英語名は、**Sign Language Translation Council based on IT Technologies for Multicultural Society**とし、英語名の略称を「SiLa」と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都調布市に置く。

- 2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

(目的及び事業)

第3条 当法人は、きこえない人ときこえる人の双方が手話翻訳技術及び音声翻訳技術を利用して円滑なコミュニケーションが出来る社会基盤を構築するため、手話と音声を双方向に伝えるコミュニケーションシステムの研究開発と実用化推進、および普及・促進を行うことを目的とする。

2 当法人は、前項の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 手話言語と音声言語を翻訳し、双方向に伝達するプログラムの研究開発事業
- (2) 上記プログラムの研究開発および実用化を促進する人材育成事業
- (3) 手話と音声の双方向コミュニケーションシステムの普及・促進事業
- (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 公告の方法

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法によ

り行う。

## 第4章 会員及び社員

### (構成員)

第5条 当法人の構成員は次のとおりとし、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という）第11条第1項第5号に規定する社員とする。

(1) 代議員 7条及び8条により代議員候補者から選出された次の者

- ア 正会員Ⅰの代表者
- イ 正会員Ⅱの代表者
- ウ 特別会員の代表者

(2) 会員

- ア 正会員Ⅰ 当法人の目的に賛同する大学等の団体
- イ 正会員Ⅱ 当法人の目的に賛同する企業等の団体
- ウ 準会員 正会員Ⅰまたは正会員Ⅱの活動を支援する団体
- エ 特別会員 当法人の活動に必須となる団体
- オ 協力会員 当法人の目的に深い理解を示し、当法人の活動に協力する団体

### (入会)

第6条 当法人に入会しようとするものは、当法人所定の入会申込書により申し込みを行い、当法人の理事会の承認を得なければならない。

### (代議員候補者)

第7条 正会員Ⅰ、正会員Ⅱまたは特別会員は、自己の団体を代表する1名が、特段の手続きを経ることなく、ただちに代議員候補者となる。

2 正会員Ⅰ、正会員Ⅱまたは特別会員の代議員が当法人の会長又は副会長に選定された場合、当該正会員Ⅰ、正会員Ⅱまたは特別会員は、会長又は副会長の職にある間における代議員を別に置くために、自己の団体から代議員候補者を新たに1名選出することができる。

3 前項により、新たに代議員を追加した場合であっても、従前の代議員は、なお社員としての権利義務を有する。

4 正会員Ⅰ、正会員Ⅱまたは特別会員は、正会員Ⅰ、正会員Ⅱまたは特別会員の代議員のなっている自己の団体の代表に変更があった場合、当法人に対し、新たに団体の代表となった者を代議員候補者として、速やかに届けなければならない。

(代議員の選出)

第8条 代議員候補者は、理事会で承認し、代議員名簿に登載することをもって当法人の代議員として選出されるものとする。

(入社)

第9条 当法人の代議員として選任された者は、その就任承諾をもって代議員となるものとする。

(代議員の任期)

第10条 正会員Ⅰ、正会員Ⅱ及び特別会員の代議員の任期は、自己の団体が正会員Ⅰ、正会員Ⅱ及び特別会員として入会している限り特に定めない。

2 代議員が社員総会決議取消しの訴え（法人法第266条第1項）、解散の訴え（法人法第268条）、責任追及の訴え（法人法第278条）及び役員等の解任の訴え（法人法第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、前項本文の規定にかかわらず、当該訴訟が終了するまでの間、当該代議員は、なお法人法上の社員たる地位を有するものとする。ただし、当該代議員は、役員を選任及び解任並びに定款変更についての議決権は有しないものとする。

(会員の権利)

第11条 社員でない会員は、法人法上に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項に定める権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項に定める権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第50条第6項に定める権利（社員の代理人証明書書面等の閲覧等）
- (4) 法人法第51条第4項に定める権利（書面による議決権行使書面の閲覧等）
- (5) 法人法第52条第5項に定める権利（電磁的方法による議決権行使記録閲覧等）
- (6) 法人法第57条第4項に定める権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (7) 法人法第129条第3項に定める権利（計算書類等の閲覧等）
- (8) 法人法第229条第2項に定める権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (9) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項に定める権利（合弁契約書等の閲覧）

(経費の支払い義務)

第12条 会員は、当法人に対し、社員総会において別に定める額の会費を、事業年度毎に、支払わなければならない。会費は、当法人の運営に要する経費に充てるものとし、法人法第27条に定める経費とする。

2 既納の会費は、理由の如何を問わず払戻しはしない。

(社員名簿)

第13条 当法人は、会員の名称及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「会員名簿」をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、「会員名簿」に記載した住所地又は会員が当法人に通知した場所又は連絡先あてに行うものとする。

(任意退会)

第14条 会員は、退会届を提出することにより、任意に退会することができる。ただし、退会の申出は、1か月前までにすることができるものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

(除名)

第15条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款、その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(資格喪失)

第16条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 解散したとき。
- (2) 第12条の支払義務を6か月以上履行しなかったとき
- (3) 総社員が同意したとき。

(会員資格の喪失による社員資格の喪失)

第17条 前3条の規定により会員がその資格を喪失したときは、その会員の代表者又は第7条第2項によりその会員によって選出された社員は、社員の地位を喪失する。

(構成)

第18条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第19条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員及び社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業計画書及び収支予書の承認
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 事業の全部又は一部の譲渡
- (8) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (9) 会費の額
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 規約の変更
- (12) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定める事項

(開催)

第20条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第21条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して書面で招集通知を発するものとする。ただし、法人法第38条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、会日より2週間前までに、招集通知を発しなければならない。

3 社員は、総社員の議決権の5分の1以上の議決権をもって、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第22条 社員総会の議長は、会長とする。

(議決権)

第23条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(社員総会の決議)

第24条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員及び社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 規約の変更
- (6) その他法令で定められた事由

(決議の省略)

第25条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使等)

第26条 社員は、当法人の会員1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、その場合には、当該社員または代理人は、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

2 代理人によって議決権を行使する場合において、当該社員又は代理人は、代理権を証する書面の提出に代えて、当法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を、電磁的方法により提供することができる。

3 前2項の場合において、第23条の規定の適用については、当該社員が社員総会に出席し議決権を行使したものとみなす。

(書面又は電磁的方法による議決権行使)

第27条 理事会において社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使するこ

とができることを定めた時には、社員は、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。

- 2 理事会において社員総会に出席しない社員が電磁的方法で議決権を行使することができることを定めた時には、社員は、当法人の承諾を得て、議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当法人に提供して、議決権を行使することができる。
- 3 前2項の場合において、当該議決権の数は第23条の出席した社員の議決権に算入する。

(報告の省略)

第28条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が署名又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(社員総会議事録)

第29条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第6章 役員

(役員)

第30条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以内

- 2 理事のうち、1名を会長とし、3名以内の会長以外の理事を副会長とすることができる。
- 3 前項の会長をもって、法人法に規定する代表理事とする。

(役員を選任)

第31条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事は当法人の社員の中から選任する。ただし、設立時理事及び設立時監事はこの限りではない。
- 3 会長および副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の就任期限)

第32条 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

2 理事（清算人を含む。以下この項において同じ。）のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他政令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第33条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは理事名簿に記載された上位からの順序により、その職務を代行する。

4 前2項以外の理事は、当法人の業務執行の決定に参画し、会長が定める担当業務を分掌して執行する。

5 会長及び業務を執行する理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

- 5 理事若しくは監事が欠けた場合又は第29条第1項で定める理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第36条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第37条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事については、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として、社員総会の決議によって定められた額を支給することができる。

(取引制限)

第38条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第39条 当法人は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額を限度とする。

第7章 理事会

(構成)

第40条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第41条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第42条 理事会は、会長が招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。

2 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第43条 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の決議)

第44条 理事会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事は異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第45条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。ただし、会長に支障があるときは出席理事及び監事が、前項の議事録に記名押

印する。

## 第8章 計算

(事業年度)

第47条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第48条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号の書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

3 定款及び会員・社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第50条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第51条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第52条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第53条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 事務局

(事務局)

第54条 当法人の事務を処理するため事務局を置くことができる。

2 事務局に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事会において定める。

## 第11章 ワーキンググループ

(ワーキンググループ)

第55条 会長は、当法人の目的を達成するため必要と認めたときは、理事会の決議を経て、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事会において定める。

## 第12章 附 則

(最初の事業年度)

第56条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年9月末日までとする。

(設立時の役員)

第57条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

